

令和7年度 第1回川口市上下水道事業運営審議会会議録

1 日 時	令和7年5月14日（水） 開始 午後2時28分 終了 午後4時03分
2 場 所	水道庁舎2階 中会議室
3 議 題	審議事項 水道料金・下水道使用料のあり方について 報告事項 (1) 令和7年度川口市水道事業会計予算及び主要事業について (2) 令和7年度川口市下水道事業会計予算及び主要事業について
4 出席者	審議会委員 会長 石井 晴夫、副会長 若谷 正巳、山口 俊子、 厚井 富子、増田 壽雄、寺田 美雅、田中 宏明、若松 賢志、 増井 真也、渡邊 謙、今井 巍、松本 倫子、池田 真澄の各委員 (欠席委員：高田 淳、高柳 早希委員) 市側 野崎上下水道事業管理者、清野管理部長、山本事業部長、 本多上下水道総務課長、藤田財務課長、芝崎料金課長、 鈴上水道維持課長、徳田上水道建設課長、池上浄水課長、 高木下水道維持課長、中川下水道建設課長、 秋山ポンプ場管理センター所長 梅山上下水道総務課庶務係長、高橋上下水道総務課経営企画係長、 出牛財務課上水道財務係長、齊藤財務課下水道財務係長、 佐藤上水道維持課管理係長、下形上水道維持課審査係長、 熊井上水道建設課計画係長、斎藤浄水課浄水管理係長、 鳥海下水道維持課維持係長、渡邊下水道建設課計画係長、 関根ポンプ場管理センター副所長、 田中上下水道総務課庶務係主任、渡辺上下水道総務課庶務係主任、 早川上下水道総務課庶務係主事、関東上下水道総務課庶務係主事補、 石川上下水道総務課経営企画係主任、 尾崎上下水道総務課経営企画係主任、 大田上下水道総務課経営企画係主事、

	小野上下水道総務課経営企画係主事補
	<p>5 議事内容【要点筆記】</p> <p>(開始 午後2時28分)</p>
司 会 (上下水道総務課 庶務係長)	<p>開会を告げる。</p> <p>本日の出席委員は半数を超えており、この会議は成立している。</p> <p>石井会長に挨拶を願う。</p> <p>(石井会長挨拶)</p>
司 会	<p>事務局を代表して上下水道事業管理者から挨拶を行う。</p> <p>(管理者挨拶)</p>
司 会	<p>次に、本年4月1日付けで人事異動があったため、事務局から自己紹介を行う。</p> <p>(事務局自己紹介)</p>
司 会	<p>これより、会議の進行については、審議会設置条例第6条第1項により会長に議長をお願いする。</p>
議 長	<p>審議会は原則公開となっており、本日の傍聴希望者は6名である。</p> <p>傍聴人にお入りいただいてよろしいか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>(傍聴人入室、着席)</p>
議 長	<p>それでは、審議事項水道料金・下水道使用料のあり方について、事務局に説明を求める。</p>
上下水道総務課長	<p>(資料に基づき、説明する。)</p>
議 長	<p>それでは、質問等があれば、お願いする。</p>
委 員	<p>公平性を高める観点から基本水量の廃止、逓増度の緩和については必要と考える。</p> <p>料金改定が行われた場合、収益はどのようになるのか。</p>
上下水道総務課長	<p>予算ベースとなるが、水道事業は約34億5千万円、下水道事業は約17億5千万円収益が増える見込みである。ただし、収益も増えるが、全国的に他の事業体でも同様の状況と考えるが支出においても工事費等の様々な経費が増えることが予測される。引き続き経費削減や効率化を図りながら事業を進めていきたい。</p>

委 員	<p>一時的に収益は上がるが、この先も建設費等の事業費が上がるなど様々なことが起こると考える。引き続き経営努力をお願いしたい。</p> <p>前回の審議会で意見があつたが、水道使用量が多い家庭等にとって、2ヶ月に1度の検針は2ヶ月分の費用を請求されることにより金額が高くなってしまう。全国的にスマートメーターの導入も始まっているので、当該メーター導入に伴う毎月の検針など使用者の負担軽減についても検討してほしい。</p>
議 長	<p>埼玉県営水道の料金値上げ、埼玉県流域下水道の負担金引き上げの影響は大きく、川口市だけでなく、近隣市を含め県水を使用している事業体は苦労している。さいたま市は県水の割合が川口市よりも多い。しかしながら埼玉県としても、高度浄水など強靭化を進め、安全、安心な事業を運営していくために、料金の値上げ等は必要なものである。また水道事業が厚生労働省から国土交通省へ移管されたが、国、県、事業体がもっと一丸となって協力していく必要がある。水道事業は災害時対応においても、原則市町村ごとの事業体の対応となるが、なかなか厳しいものがある。予防保全についてもどのようにすべきか考えなければならない。安全のための資機材等にも多くの費用がかかっており、すべてを料金で賄うのは厳しいものであり、国の方にも意見を伝えている。このような状況も踏まえて今回の答申書案が作成された。引き続き経営努力も続けながら、安全、安心な事業運営を行う必要がある。</p>
委 員	<p>50年を過ぎた水道管が増え、劣化が進むと様々な災害を引き起こすことがわかつた。人工衛星を活用することで劣化状況がわかるというニュースを見たことがあるが、事故を未然に防ぐための良い取り組みはないのか。</p>
上水道維持課長	<p>人工衛星からの電磁波の反射を解析して漏水を探知する技術が出てきており、数年前に本市においても検証した経緯があるが、精度が低いため採用を見送った。この技術は直径200mの範囲で漏水の有無を判定するもので、その正答率は約40%程度であり、更に漏水位置を特定するためには、旧来からの路面音調による方法を実施しなければならず、家屋が密集している本市では、始めから漏水探知機による路面音調調査を実施した方が効率的であると判断した。家屋が点在し水道管の距離が長い場合などで漏水調査の効率化が図られた事例があるが、本市にはあてはまらない。ただし、DX等の技術は日進月歩であるため、今後も注視していきたいと考えている。</p>
議 長	<p>いろいろな実験が行われているが、地中のものは判断ができないものが多い。川口市のような人口密集地は電気、ガス等との共同溝も多くなっている。また八潮市の事故では地下水と汚泥との区別が難しくなっており、ドローンの活用等も行っているがなかなか簡単にはいかない現状である。そのためヘッドホンを付けて人が漏水を調査する原始的なやり方も必要となっている。ただし、いろいろな研究も進められており、技術は進化していくため、引き続き注視は必要である。</p>
委 員	<p>口径別の体系となっているが、一般家庭の口径はいくつなのか。</p>
上下水道総務課長	<p>一般家庭は13mmから25mmの口径がほとんどであり、20mmの口径が一番多く、約7割が20mmの口径である。</p>
委 員	<p>13mmの口径の家庭もあり、一般家庭は25mm以下の口径ということだが、30mm以上の口径の用途は何か。</p>
議 長	<p>25mmを超える口径は業務用である。また、25mm以下の小口径については、水道の普及当初には13mmの口径が多く、その後メーター交換等に伴い20mm等の若干大きめの口径に変わってきている。</p>

委 員	公衆浴場用は水道料金・下水道使用料の改定の対象外のことだが、公衆浴場にはスーパー銭湯のような施設が該当するのか。
上下水道総務課長	一般的なスーパー銭湯は該当しない。川口市内で該当となる公衆浴場は6施設である。
議 長	公衆浴場法という法律で適用を受けた浴場のみが該当の施設となる。
委 員	今年度から家族が地方で一人暮らしを始めたが、まさに少量しか使用していないのに基本水量分の費用を払っている状況であり、本人としては高いと感じているようである。これまで自分が使用した分の水の費用だけ払っていると思っていたが、委員となり基本料金が工事費等に使われていることを知れたので、基本料金に加えて従量料金という料金体系に納得できる。今回の案では令和8年度から基本水量がなくなるとのことだが、全国の事業体ではどのような状況なのか。
議 長	現在の川口市の水道料金は10m ³ の基本水量制が採用されているために、1m ³ 使用した人も10m ³ 使用した人も同じ費用となる。国の方針としても負担の公平性の観点からおかしいと考えられており、全国的には基本水量をなくす動きとなっている。
委 員	基本水量はなくなるが、基本料金は残るということでよいか。
議 長	基本料金は残る。
委 員	答申書案は使用水量が0m ³ でも基本料金は支払う必要があるということでよいか。
議 長	使用水量が0m ³ でも基本料金は支払う必要がある。電気やガスも同じ体系となっており、基本水量のようなものはない。また水道料金については、ここ数年で基本水量をなくす事業体が多くなっている。
委 員	川口市では基本水量で収まっている世帯は何%ぐらいなのか。
上下水道総務課長	水道料金、下水道使用料ともに、約40%が10m ³ 以内となっている。
委 員	答申書案の改定時期の周知について、十分な期間とあるが具体的にどのくらいか。また改定の理由について審議会の中では丁寧に説明があったが、使用者は普段の忙しい生活の中ではなかなか理解するのが難しい部分があると感じている。丁寧な説明を行うとあるが、具体的な内容や前回の改定時の周知方法を教えてほしい。
上下水道総務課長	十分な期間とは半年ぐらい必要であると考えている。市の広報やホームページ、検針の際に料金表とあわせて改定内容の周知文を全戸配布する方法等を考えている。その他SNS等紙媒体以外のメディアも活用し、様々な方法で周知していきたい。指摘のとおり全ての人に理解してもらうことは難しいと感じているが、イラストやグラフ等も活用し、改定が必要な理由等をわかりやすく丁寧に何度も説明していきたい。
議 長	市長から本審議会への諮問事項である水道料金・下水道使用料のあり方について、委員から様々な意見を聞くことができた。本審議会では答申書案について、了承したいと考えるがよいか。

	(全会一致で了承)
議長	それでは、本日の審議結果をもって市長へ答申することとする。本案件にかかる今後の予定について、事務局に説明を求める。
上下水道総務課長	本日の審議会で了承となった答申書案について、7月上旬に市長への答申を予定している。その後承認となれば9月の市議会定例会に条例を改正する議案を提出し、議会で可決となれば約半年かけて使用者への周知を行い、令和8年4月1日から水道料金・下水道使用料の改定となる。周知方法については、本日説明したとおり、広報誌、ホームページのほかチラシの全戸配布等、様々な媒体を活用し、丁寧な説明を繰り返すことで、使用者の理解を得られるように努めていきたい。
議長	それでは、報告事項（1）令和7年度川口市水道事業会計予算及び主要事業について、報告事項（2）令和7年度川口市下水道事業会計予算及び主要事業について、あわせて事務局に説明を求める。
財務課長	(資料に基づき、説明する。)
議長	それでは、質問等があれば、お願いする。 (質問なし)
議長	以上で、本日の議題は終了した。 議事が終了したので、会議の進行を事務局に戻す。
司会 (上下水道総務課 庶務係長)	本日の審議の内容は、川口市ホームページ及び市役所市政情報コーナーで公開する。 次回の審議会は、令和7年11月以降を予定している。 以上で、本日の審議会を終了とする。 (閉会 午後4時03分)